

令和５年度上天草市職員採用試験（Ｂ日程）実施要領

上天草市では、令和５年度職員採用試験（令和６年度採用）を次の要領で実施します。

１ 試験職種及び採用予定人員等

区分	職種	採用予定数	勤務先及び職務内容
短大卒程度	保健師	２人程度	市長事務部局等に勤務し、専門職務の職務に従事する。
	保育士	２人程度	市長事務部局等に勤務し、専門職種の職務に従事する。
高卒程度	一般事務職	２人程度	市長事務部局等に勤務し、事務の職務に従事する。
	一般事務職（障がい者）	１人程度	市長事務部局等に勤務し、事務の職務に従事する。
	技術職（土木）	２人程度	市長事務部局等に勤務し、専門技術の職務に従事する。
技能職	給食調理員	１人程度	教育部局等に勤務し、給食調理等の職務に従事する。
	主任介護支援専門員	１人程度	市長事務部局等に勤務し、専門職種の職務に従事する。
	介護支援専門員	１人程度	市長事務部局等に勤務し、専門職種の職務に従事する。

２ 受験資格

（１）年齢及び資格要件

区分	職種	年 齢 及 び 免 許 ・ 資 格 等
短大卒程度	保健師	昭和５３年４月２日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者又は令和６年３月末までに資格を取得する見込の者。
	保育士	昭和５３年４月２日以降に生まれた者で、保育士の資格を有する者又は令和６年３月末までに取得する見込の者。
高卒程度	一般事務職	平成５年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和６年３月末までに卒業見込の者。（上天草市長が同等の資格があると認める者を含む。）ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和６年３月末までに卒業見込の者は除く。
	一般事務職（障がい者）	平成５年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和６年３月末までに卒業見込の者で、次に掲げる手帳等の交付を受けている者。 ア 身体障害者福祉法第１５条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者就業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神保健及び精神保健福祉に関する法律第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳 ※上記の手帳等は、第１次試験日当日に有効であることが必要。 ※第１次試験日当日に手帳等の確認を行います。
	技術職（土木）	昭和５８年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和６年３月末までに卒業見込の者。（上天草市長が同等の資格があると認める者を含む。）

区分	職種	年 齢 及 び 免 許 ・ 資 格 等
技能職	給食調理員	昭和５８年４月２日以降に生まれた者で、調理師の免許を有する者又は令和６年３月末までに資格取得見込の者。
	主任介護支援専門員	昭和５８年４月２日以降に生まれた者で、主任介護支援専門員資格を有する者又は令和６年３月末までに資格取得見込の者。
	介護支援専門員	昭和５８年４月２日以降に生まれた者で、介護支援専門員資格を有する者又は令和６年３月末までに資格取得見込の者。

(２) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 上天草市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３ 受験手続

(１) 申込期間

令和５年７月１４日（金）午前８時３０分から８月４日（金）午後５時まで

(２) 申込手続

インターネットから熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」を利用して申し込んでください。

申し込む際は、市ホームページ採用試験ページ内「インターネット操作方法」をよく読んでください。

《熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」ＱＲコード》



上記の方法で申込みが困難な場合は、郵送又は持参により申込みが可能です。

「令和５年度上天草市職員採用試験申込書」に必要事項を記入し、必ず受験票送付用の 63 円切手を添えて、以下の申込先に郵送又は持参してください。

申込先 〒８６９－３６９２ 熊本県上天草市大矢野町上１５１４

上天草市役所総務課人事研修係 電話 0964-26-5527（直通）

郵送する場合は、表に「上天草市職員採用試験申込」と朱書し、必ず簡易書留郵便で送付してください。

８月４日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

《申込用紙の請求》

○ 直接受取の場合

申込用紙は、「上天草市役所総務課人事研修係（大矢野庁舎２階）」、「市民課（松島庁舎１階）」、「姫戸統括支所」「龍ヶ岳統括支所」に用意しています。

○ 郵便請求の場合

表に「上天草市職員採用試験申込書請求」と朱書し、１４０円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（Ａ４判が入るもの）を同封の上、上天草市役所総務課人事研修係へ請求してください。

○ インターネットで出力する場合

市のホームページから、ダウンロードしてください。(注：必ず厚紙に両面印刷してください)

(3) 受験票等の交付

受験者には、受験資格等を審査の上、受験票を交付します。

① インターネットで申し込む場合

8月18日(金)までにメールで送付します。

② 持参・郵送で申し込む場合

8月18日(金)頃に郵送しますが、8月25日(金)までに受験票が届かないときは、総務課人事研修係までお問い合わせください。

4 試験の日時及び場所

(1) 高卒程度・一般事務職(障がい者)を除く職種

試 験	日 時	試験会場	合 格 発 表
第1次試験	令和5年9月17日(日) 午前8時30分集合	上天草市役所 大矢野庁舎	10月上旬に合格者のみ通知します。 また、合格者の受験番号を上天草市役所各庁舎に掲示し、市ホームページにも掲載します。
第2次試験	令和5年10月下旬の予定	上天草市役所 大矢野庁舎	10月下旬に合格者及び不合格者とも通知します。 また、合格者の受験番号を上天草市役所各庁舎に掲示し、市ホームページにも掲載します。

(2) 高卒程度・一般事務職(障がい者)

試 験	日 時	試験会場	合 格 発 表
第1次試験	令和5年10月22日(日) 午前8時30分集合	上天草市役所 大矢野庁舎	11月上旬に合格者のみ通知します。 また、合格者の受験番号を上天草市役所各庁舎に掲示し、市ホームページにも掲載します。
第2次試験	令和5年11月下旬の予定	上天草市役所 大矢野庁舎	12月上旬に合格者及び不合格者とも通知します。 また、合格者の受験番号を上天草市役所各庁舎に掲示し、市ホームページにも掲載します。

※注意事項

- ① 台風等の自然災害により、やむを得ず日程を変更する場合があります。
- ② 第1次試験の際は、受験票と筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム等)を持参してください。
なお、時計を持参される場合は、計時機能だけのものに限りです。
- ③ 昼食及び飲料は、必要に応じて各自ご準備ください。

5 試験の内容

(1) 第1次試験

区分	職種	試験科目	内 容
短大卒 程度	保健師	基礎能力検査 (60分)	言語、数理、論理、常識、英語の5つの能力について、実社会で必要とされる基礎的な知的能力及び学力を総合的に判断する検査
		専門試験 (90分)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	保育士	基礎能力検査 (60分)	言語、数理、論理、常識、英語の5つの能力について、実社会で必要とされる基礎的な知的能力及び学力を総合的に判断する検査
		専門試験 (90分)	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健・障害児保育

高卒程度	一般事務職	基礎能力検査 (6 0 分)	言語、数理、論理、常識、英語の 5 つの能力について、実社会で必要とされる基礎的な知的能力及び学力を総合的に判断する検査
		事務適性検査 (1 0 分)	事務職員としての適応性について、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から確認する検査
	一般事務職 (障がい者)	教養試験 (1 2 0 分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈
	技術職 (土木)	基礎能力検査 (6 0 分)	言語、数理、論理、常識、英語の 5 つの能力について、実社会で必要とされる基礎的な知的能力及び学力を総合的に判断する検査
		専門試験 (9 0 分)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
技能職	給食調理員	業務適性検査 (2 0 分)	実務的な業務において、処理を集中して早く正確に行えるか確認する検査
		作文試験 (6 0 分)	文章による表現能力について確認する筆記試験
	主任介護支 専門員 介護支援専 門員	基礎能力検査 (4 5 分)	言語、数理、論理、常識、英語の 5 つの能力について、実社会で必要とされる基礎的な知的能力及び学力を総合的に判断する検査
		作文試験 (6 0 分)	文章による表現能力について確認する筆記試験
受験者全員		パーソナリティ検査 (約 3 5 分)	公務員に資質に関する検査

(備考) 1 作文試験以外は、全て択一式による筆記試験になります。

2 基礎能力検査、教養試験、専門試験及び事務適性検査のいずれかにおいて一定の合格点に達しない者は、他の試験の成績に関わらず不合格になります。

3 作文試験は、第1次試験で実施しますが、採点は第2次試験の際に行います。(作文試験の成績は、第1次試験の可否の評価には含まれず、第2次試験の可否の評価に含まれます。)

4 高卒程度一般事務職(障がい者) 点字による試験は180分になります。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者について次の試験を行います。

区分	職種	項目	内 容
短大卒程度	保健師	口述試験 集団討論	個別による口述試験及び集団による口述試験
	保育士		
高卒程度	一般事務職		
	技術職(土木)	口述試験	個別による口述試験
	一般事務職(障がい者)		
技能職	給食調理員		
	主任介護支援専門員		
	介護支援専門員		

※試験を途中で棄権した者は、不合格となります。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和6年4月1日以降の採用に当たって、名簿に記載された者の中から採用者を決定します。

なお、この名簿の有効期限は、原則として合格決定の日から1年間です。

- (2) 初任給は、令和5年4月1日現在で、原則として、短大卒程度で月額167,100円、高卒程度で月額154,600円、技能職で月額151,900円です。
- なお、経験年数を有する者については、条例等の定めにより、初任給を考慮する場合があります。
- また、このほか条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給されます。
- (3) 職務遂行に必要な健康状態にあることを確認するため、採用前に健康診断を受診し、検査結果を提出していただきます。
- なお、健康診断を受診する費用は自己負担です。
- (3) 受験資格がないこと、又は採用試験申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 卒業見込の者、又は資格取得見込の者について、令和6年3月末までに卒業できなかった場合、又は資格取得できなかった場合は、合格を取り消すことがあります。

7 試験結果の開示

第1次試験及び第2次試験の結果については、上天草市個人情報保護条例第14条の規定に基づき、開示請求することができます。受験者本人が午前8時30分から午後5時までの間に開示場所へ受験票又は可否通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証等）を持参し、職員採用試験結果開示請求書により請求してください。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日の受付はできません。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	科目別得点、総合得点、 総合順位、合格最低順位	合格発表の翌日 から2週間	上天草市役所 総務部総務課 (大矢野庁舎2階)
第2次試験	第2次試験受験者			